

賃貸住宅の建設費用の一部に助成します

『賃貸住宅建設促進支援事業』

住宅戸数の増加を図り、町民が安心して快適に暮らすための住宅対策として、個人または法人が賃貸住宅を建設する費用の一部を助成する「賃貸住宅建設促進支援事業」を創設しました。

《対象住宅》

プレハブを除く1棟2戸以上の上下水道及び車庫又は駐車場を完備した賃貸住宅

《補助の概要》

- 用地の取得、旧住宅の取り壊しを除く住宅建設に要した費用を補助対象（車庫・駐車場等の附帯設備費用を含む）とします。
- 補助対象建設費は、1戸当たり850万円を限度とします。
- 補助金の額は、補助対象建設費の2分の1以内です。
- 家賃は、5年間は51,000円以内（補助対象建設費の0.6%以内）になります。



事業の説明会

建設事業の実施について説明会を開催しますので、事業内容を確認されたいかたは、ご参加ください。

■ 日 時 4月15日（月）
午後3時～

■ 場 所 町民センター1階
町民研修室

■ お問い合わせ：総務課まちづくり推進係 TEL 32-2421

ふれ愛住宅補助事業を拡大しました

高齢者や歩行に支障のあるかたなどが、住宅をバリアフリーなどに改修する場合には、その費用の一部を補助している「ふれ愛住宅補助事業」の内容が4月1日から拡充されました。

① 補助対象者年齢の引き下げ【制限拡充】

対象年齢が引き下がりました

内 容	平成25年度から	平成24年度まで
対 象 者	介助が必要な65歳以上のかた	介助が必要な70歳以上のかた
補 助 額	限度額450,000円（所得により40～90%の補助）	

どなたでも利用することができます

② 年齢などの要件に関係なく、バリアフリーなどの改修に対する補助【新設】

内 容	平成25年度から
対 象 者	年齢要件なし
補 助 額	限度額150,000円（事業費の1/2以内）

【バリアフリーなどの改修内容】

- ・ 手すり設置、段差解消、廊下幅等の拡張
- ・ 滑り防止床材の変更（床、通路、浴室等）
- ・ 引き戸への交換、洋式便器への取替など

【補助の内容】

- ・ 事業費の1/2又は15万円を上限とします。
- ・ 同一住宅に対して1回限り

■ お問い合わせ：保健福祉課福祉係 TEL 32-2000

利用しやすい交通手段をめざして！「実証実験」

～町営バスの新たな運行方法を検討～ vol 3

今月号では『デマンド方式の実証実験』の詳細をお知らせします。実証実験は、夏期と冬期の2回に分けそれぞれ2カ月間行います。デマンド方式の運行は、電話で予約をいただき、事前に乗車するかたを把握することで自宅付近での乗降や市街地に新たに乗降場所を追加するなどサービスの向上となるよう実験します。

実施路線：北原線をモデル路線として運行します。

実施期間：平成25年6月1日から7月31日まで

実施期間：平成25年11月1日から12月31日まで

の2回実施します。(土・日曜日は除きます)

運行方式：1便は、これまでと同じで時刻どおりに各停留所を経由して運行し、2便以降を『デマンド方式』の運行で実証実験を行います。

2便以降のバスを利用される場合は、必ず電話で予約をしていただきます。(乗車の際に運転手に予約しても可能です) また、乗車便毎に受付終了時刻を設定します。



バス発車時刻		受付終了時間	備考
1 便	午前7時	なし	これまでどおりの運行 1便はダイヤに従って運行するので予約はありません。
2 便	正午	当日の午前10時	デマンド方式の運行 各便受付時間終了後に、概ねのお迎え時間を予約者に連絡します。
下校便	午後3時	当日の午後1時	
3 便	午後5時	当日の午後3時	

デマンド方式の実証実験Q&A

Q：予約する人が誰もいないときでもバスは運行されるのですか？

A：2便以降は予約がないときは運行しません。利用するときは必ず予約をしてください。

Q：予約の方法を教えてください？

A：予約は、お電話でお願いします。電話では、住所・氏名・利用日・何時の便かお伝えください。乗車時に帰りの便を運転手に予約することも可能です。

Q：予約の電話はどこにするのですか？

A：予約受付は防雪センター（字三笠 バス車庫）で行います。電話番号は、32-2638です。受付時間は午前8時30分から午後4時までです。

Q：どこで待っていれば良いのですか？

A：予約をした後、受付時間終了後に概ねのお迎え時間を予約者に連絡しますので、自宅付近の道路で待っていてください。

Q：市街地の乗降場所はどこですか？

A：これまでの病院前、バスターミナル、小学校、中学校と新たに公民館前、北ひびき前を追加しサービスの向上を図ります。

Q：市街地から自宅に戻る時は、どこで降りられますか？

A：乗車と同様に自宅付近で降車することができます。

Q：料金はいくらですか？

A：今までと同じ、大人1回100円（小学生まで50円）です。

Q：予約者が乗車場所にいない場合はどうなりますか？

A：乗車場所で多少待機しますが、他の利用者に迷惑となると判断した場合は次の予定地に向かいますので、都合が悪くなった場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

保育所一時保育料金を変更しました

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図るために実施している一時保育の保育料を、4月1日から半日利用（4時間未満）の区分を設定しますので、いままでより利用しやすくなります。

半日なら今までの半額で利用できます

4月1日からの一時保育事業保育料

児童区分	平成25年度から	平成24年度まで
3歳未満児童	4時間未満： 1,000円	1日当たり：2,000円
	4時間以上8時間まで：2,000円	
3歳以上児童	4時間未満： 900円	1日当たり：1,800円
	4時間以上8時間まで：1,800円	

ご利用の方法については、前もって電話などでご確認ください。

■お問い合わせ：保健福祉課福祉係 TEL 32-2000
または、保育所TEL 32-2242

第1回町議会定例会主な議決内容

3月11日から開催の第1回町議会定例会で、平成25年度事業予算のほか、議決された条例、計画についてお知らせします。

条例制定

	条例名	主な内容
1	和寒町賃貸住宅建設促進条例の制定	10ページに詳しい事業内容を掲載しています。
2	和寒町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定	地域主権一括法により、介護保険法を含む各法律に関する省令で定めていた地域密着型介護サービスの事業に関する人員、運営等の基準を各市町村が条例で定めるため制定
3	和寒町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、危険な感染症の発生に際し、生命および健康の保護を図るための体制を整えるため制定
4	和寒町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定	地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に関する省令等で定めていた道路構造の基準を各市町村が条例で定めたため制定
5	和寒町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定	地域主権一括法により、道路法に関する省令等で定めていた道路構造の技術的基準を各市町村が条例で定めたため制定

条例改正

1	和寒町保育所条例の一部改正	12ページに詳しい事業内容を掲載しています。
2	和寒町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正	地域主権一括法により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する省令等で定めていた一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を条例で定めることとなり追加するもの。
3	和寒町生ごみ処理場設置条例の一部改正	和寒町、剣淵町及び士別市で運営している生ごみ広域処理場を、士別市の脱退に伴い平成25年4月1日から2町で運営することとするもの。
4	和寒町公営住宅条例の一部改正	地域主権一括法により、公営住宅法に関する省令等で定めていた公営住宅の整備基準を各市町村が条例で定めることと、福島復興再生特別措置法の制定により入居資格の特例措置を追加するもの。
5	和寒町公共下水道条例の一部改正	地域主権一括法により、下水道法に関する省令等で定めていた施設の構造基準等を各市町村が条例で定めることとなり追加するもの。
6	和寒町簡易水道事業給水条例の一部改正	地域主権一括法により、水道法に関する省令等で定めていた水道布設工事監督者、技術管理者の資格要件を各市町村が条例で定めることとなり追加するもの。
7	和寒町防災会議条例の一部改正	災害対策基本法の改正により、会議の役割として情報収集に替え、町長が諮問する重要な防災関係事項の審議をすることを加え、さらに委員に自主防災組織関係者または学識経験者を加えることとするもの。
8	和寒町災害対策本部条例の一部改正	災害対策基本法の改正により文言整理を行うもの。

上記以外の議件

1	町立病院の資本剰余金の処分について	平成24年度に除却する資産のうち、補助金をもって取得した資産の資本剰余金に計上されている補助金分を処分するもの。
2	町道認定廃止について	平成26年度より実施予定の道営林業専用道西和東線事業計画区域内の町道廃止認定を行なうもの。 認定4路線 L=1,408m 廃止4路線 L=3,142.2m
3	公の施設の指定管理者の指定について	和寒町木質バイオマス燃料製造施設の管理運営する指定管理者の指定を行うもの。
4	和寒町森林整備計画の変更について	上川北部地域森林計画に基づき、本町計画の一部を改良するもの。

※【地域主権一括法】

いままで国が都道府県や市町村との関係において多くの「義務付け」や「枠付け」を法令等で規定している内容を見直し、地域に関することは地方自治体の条例で規定するよう求められるようになりました。

このことを示した法律が「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」であり、略して「地域主権一括法」と言われ1次、2次は平成23年に成立しており、今後も見直しに伴う法案の提出が行われる予定となっています。

北海道の水資源保全地域に指定されました

海外資本などによる水源の乱開発の未然防止を目的に平成24年4月1日「北海道水資源の保全に関する条例」が施行されました。この条例は、市町村から提案された水資源保全地域を北海道が指定し、土地所有者に対して水源保全の努力や土地売買契約の3ヶ月前の事前届け出を義務付けるものです。

既に土地所有者に通知していますが、和寒町では、水道水を取水している4つの集水区域、141.08ha（右図）が平成25年4月1日から指定されました。

地域名称	面積
東丘地区水資源保全地域	74.65ha
朝日地区水資源保全地域	33.37ha
西和地区水資源保全地域	18.07ha
福原地区水資源保全地域	14.99ha
合計	141.08ha